

関係規定資料

(1) 消費者庁及び消費者委員会設置法

消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年6月5日法律第48号)(抜粋)

(設置)

第6条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ～ト (略)

二～四 (略)

(資料の提出要求等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(注) 下線は消費者委員会が付した。

(2) 道路運送車両法

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)(抜粋)

(変更登録)

第12条 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、次条の規定による移転登録又は第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(移転登録)

第13条 新規登録を受けた自動車(以下「登録自動車」という。)について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

2～4(略)

(継続検査)

第62条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2～5(略)

(臨時検査)

第63条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

2～7(略)

(改善措置の勧告等)

第63条の2 国土交通大臣は、前条第1項の場合において、その構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の自動車(検査対象外軽自動車を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。)について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該自動車(自動車を輸入することを業とする者以外の者が輸入した自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。以下「基準不適合自動車」という。)を製作し、又は輸入した自動車製作者等に対し、当該基準不適合自動車を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

2～5(略)

6 国土交通大臣は、第1項又は第2項の規定による勧告を行おうとする場合において必要があると認めるときは、自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうかの技術的な検証を独立行政法人交通安全環境研究所(以下「研究所」という。)に行わせるものとする。

7(略)

(改善措置の届出等)

第63条の3 自動車製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因
- 二 改善措置の内容
- 三 前2号に掲げる事項を当該自動車の使用者に周知させるための措置その他の国土交通省令で定める事項

2 (略)

3 国土交通大臣は、第1項又は前項の規定による届出に係る改善措置の内容が、当該自動車又は特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために適切でないと認めるときは、当該届出をした自動車製作者等又は装置製作者等に対し、その変更を指示することができる。

4 第1項の規定による届出をした自動車製作者等又は第2項の規定による届出をした装置製作者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る改善措置の実施状況について国土交通大臣に報告しなければならない。

5 国土交通大臣は、第3項の規定による指示を行おうとする場合において必要があると認めるときは、自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために、第1項又は第2項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を研究所に行わせるものとする。

6 (略)

(報告及び検査)

第63条の4 国土交通大臣は、前2条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合自動車を製作し、若しくは輸入した自動車製作者等若しくは基準不適合特定後付装置を製作し、若しくは輸入した装置製作者等又は前条第1項の規定による届出をした自動車製作者等若しくは同条第2項の規定による届出をした装置製作者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該自動車製作者等若しくは装置製作者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (略)

第64条 国土交通大臣は、前条第1項の規定によりその職員が立入検査を行う場合には、第63条の2第6項又は第63条の3第5項の規定による技術的な検証のために必要な調査を研究所に行わせることができる。

2 (略)

(自動車の指定)

第75条 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

2～8 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第100条 当該行政庁は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

一～七 (略)

八 第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者

九～十五 (略)

2 当該職員は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3、4 (略)

(注) 下線は消費者委員会が付した。

(3) 道路運送車両法施行規則

道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号)(抜粋)

(実施状況の報告)

第51条の2 法第63条の3第4項に規定する自動車製作者等の報告は、改善措置が完了するまで(国土交通大臣が報告の必要がなくなつたと認めた場合は、その時まで)、三ヶ月ごとに行うものとする。

2 (略)

(注) 下線は消費者委員会が付した。

(4) 道路運送車両の構造・装置に起因する事故・火災情報等の報告について

道路運送車両の構造・装置に起因する事故・火災情報等の報告について(国自審第1621号平成21年1月23日)(抜粋)

国土交通省では、道路運送車両法(昭和26年法律第185号、この通達において「車両法」という。)第63条の3の改善措置等に係る業務について、適切かつ迅速な改善措置の実施や不正行為の防止を図るために、自動車の不具合や事故等の情報を積極的に収集してまいりました。

(略)

つきましては、自動車及び原動機付自転車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車又は原動機付自転車を製作することを業とする者から当該自動車又は原動機付自転車を購入する契約を締結している者であって当該自動車又は原動機付自転車を輸入することを業とするもの（この通達において「自動車製作者等」という。）が平成 21 年 1 月以降に得た不具合情報等について、下記要領により報告するよう貴会傘下会員に対して周知方を願います。

また、この報告要請は、自動車（小型特殊自動車を除く。）については、車両法第 63 条の 4 第 1 項に基づくものであることを併せて周知方を願います。なお、原動機付自転車及び小型特殊自動車についても、国土交通省として不具合情報等を把握する必要があるため、ご協力をお願いします。

（略）

【別添 1】道路運送車両の構造・装置に起因した事故・火災の報告要領

1. 報告対象となる道路運送車両（略）

2. 報告対象となる事故・火災情報

自車、他車又は構造物等が損壊した事故（塗装に傷が付いた等損壊が軽微なものを除く。）及び人が死傷した事故（病院での治療を要しない軽微な負傷を除く。）並びに車両又は後付自動車用部品・用品が焼損した火災（発火した部品のみ焼損で他の部位に延焼せず自己鎮火したものを除く。）であって、以下の ～ に該当するものの情報を報告対象とします。（略）

運行中（駐停車中を含む。以下同じ。）の事故であって、車両又は後付自動車用部品・用品の構造・装置に起因した又は起因したおそれがあるも

交通事故以外の事故で、車両又は後付自動車用部品・用品の構造・装置に起因して人身に傷害をあたえたもの（バックドア落下、座席の倒れによる負傷、オートスライドドアによる指骨折等）

運行中の火災であって、車両又は後付自動車用部品・用品が発火源である又は発火源であるおそれがあるもの（車両の熱源への可燃物の付着による火災を含む。）

このうち、当該事故又は火災により、死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年 10 月 18 日政令第 286 号）第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる損害を受けた者をいう。）が生じたものを「重大な事故・火災」とします。

3. 報告時期及び様式

「重大な事故・火災」に係る情報の報告時期

自動車製作者等のいずれかの部署が、当該自動車製作者等が製作又は輸入した車両に係る重大な事故・火災が発生した事実を把握した日（以下、「発生を知った日」という。）から 30 日以内（報告期日が閉庁日に当たる場合には、翌開庁日とする。）に、当該重大な事故・火災の情報を、別記様式により国土交通省自動車交通局技術安全部審査課リコール対策室（以下、「国交省リコール対策室」という。）に報告してください。

ただし、重大な事故・火災が車両又は車両に取り付けられた後付自動車用部品・用品の設計・製作に起因して発生したことが明らかである場合等、被害が拡大する危険性が高いと判断される場合は、上記報告期限に関わらず、速やかに別記様式により国交省リコール対策室に報告してください。

なお、報告した重大な事故・火災に関して、追加情報を得た時は、速やかに報告してください。

四半期報告

四半期毎（1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで）に、当該期間に自動車製作者等が発生したことを知った、当該自動車製作者等が製作又は輸入した車両に係る2.の情報（重大な事故・火災の情報を除く。）を、別記様式により国土省リコール対策室に翌月末までに報告してください。

なお、報告した事故・火災に関して、追加情報を得た時は、次の四半期毎の報告の際に報告してください。

4. 報告方法（略）

5. 公表

国土交通省は、2.の事故又は火災の情報について、以下の通り公表することとします。

（1）公表の目的

事故及び火災の情報の公表は、自動車の構造・装置に起因した事故や火災の情報を公表することにより、自動車の不具合に対するユーザーの関心を高め、適切な使用や保守管理及び不具合発生時の適切な対応を促すことを目的とします。

（2）公表内容及び公表方法

自動車製作者等から国土省リコール対策室に対し報告のあった事故・火災情報のうち、以下の～の情報について、速やかに、事故発生日、種類、車名、型式、通称名、原動機型式、初度登録年度、走行距離、装置名、事故の内容、被害状況、事故原因、備考（市場措置の実施の有無等）を国土交通省のウェブサイトで公表します。

なお、事故や火災の原因について、設計・製作に起因するものか、整備不良等に起因するものかが明確でない情報については、その旨を明記するとともに、自動車製作者等から追加情報の報告があった場合には追記します。

運行中の事故であって、車両又は後付自動車用部品・用品の構造・装置に起因したもの

交通事故以外の事故で、車両又は後付自動車用部品・用品の構造・装置に起因して人身に傷害をあたえたもの（バックドア落下、座席の倒れによる負傷、オートスライドドアによる指骨折等）

運行中の火災であって、車両又は後付自動車用部品・用品が発火源であるもの（車両の熱源への可燃物の付着による火災を含む。）

（3）公表期間（略）

【別添2】道路運送車両の不具合情報の定期報告要領

1. 報告対象となる道路運送車両（略）

2. 報告対象となる不具合情報

以下の又はに該当するものを報告対象とします。

自動車製作者等に対して、ユーザー又は販売会社から申し出又は通報のあった車両の原動機、操縦装置、動力伝達装置、緩衝装置、制動装置、走行装置及び燃料装置に係る安全上重要な不具合の情報であって、別紙1の報告対象事象に該当するもの。

自動車製作者等に対して、ユーザー又は販売会社から車両の構造・装置に起因したものであると申し出又は通報のあった事故・火災の情報。ただし、本通達別添1に基づいて報告した情報については、別添2に基づく報告は要さない。

3．報告時期及び様式

四半期毎（1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月まで）に、当該期間に申し出又は通報のあった2．の情報を、別記様式により国土交通省自動車交通局技術安全部審査課リコール対策室に翌月末までに報告してください。

4．報告方法（略）

【別添3】改善措置等を行った車両に係る不具合情報の報告要領

1．報告対象となる情報

改善措置及び改善対策(改善対策についても国土交通省として把握する必要があるため、御協力をお願いします。以下、「改善措置等」という。)を行った車両において、当該改善措置等の届出(以下「届出」と言う。)の「不具合部位」と同じ部位において、「基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能及びその原因」欄又は「不具合状態にあると認める構造、装置又は性能及びその原因」欄に記載された構造、装置又は性能の状態と同様の状態が発生したもの、又は、

改善措置等が原因で新たな不具合が発生したものの情報を報告対象とします。

なお、、 のいずれも、改善措置等の際の作業ミスに起因するものを含むこととします。

2．報告時期及び様式

事案の発生都度、速やかに別記様式により国土交通省自動車交通局技術安全部審査課リコール対策室に報告してください。

3．報告方法（略）

(注) 下線は消費者委員会が付した。

(5) リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)

リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)(自審第1530号平成6年12月1日)(抜粋)

第2 リコールの届出

- 1 法第75条第1項の指定若しくは規則第62条の3第1項の認定を受けた、又は「自動車型式認証実施要領について」(平成10年11月12日、自審第1252号)別添2新型自動車取扱要領第2の届出若しくは「輸入自動車特別取扱制度について」(平成10年11月12日、自審第1255号)別添輸入自動車特別取扱要領第3の届出をした型式(以下「指定等を受けた、又は届出をした型式」という。)の一定の範囲の自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)については、当該自動車等の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車等を製作することを業とする者から当該自動車等を購入する契約を締結している者であって当該自動車等を輸入することを業とするもの(以下「自動車製作者等」という。)が、当該指定等を受けた、又は届出をした自動車等について、その構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態(以下「基準不適合状態」という。)にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、国土交通大臣に対して、速やかに、第1号様式(以下「リコール届出書」という。)によるリコールの届出を行うものとする。(略)
2、3(略)

第8 リコールの実施状況報告

- 1 自動車製作者等は、毎年1月、4月、7月及び10月のそれぞれ20日までに、その前月末日までのリコールの実施状況について、第5号様式により報告するものとする。(略)
2、3(略)

第9 改善対策の届出

- 1 自動車製作者等が指定等を受けた、又は届出をした型式の一定の範囲の自動車等について、その構造、装置又は性能が、基準不適合状態ではないが安全上又は公害防止上放置できなくなるおそれがある又は放置できないと判断される状態(以下「不具合状態」という。)にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、改善のための対策を講じるときは、当該自動車製作者等は、国土交通省自動車交通局長に対して、速やかに、第6号様式による改善対策の届出を行うものとする。
2(略)

第10 サービスキャンペーンの通知

リコール届出等の円滑な運用を図るため、リコール又は改善対策に該当しない場合であって、自動車製作者等が指定等を受けた、又は届出をした型式の一定範囲の自動車等について、使用者に通知して対策を講じるときは、当該自動車製作者等は、国土交通省自動車交通局技術安全部審査課長に対して、速やかに、第8号様式により、その対策の内容を通知するものとする。(略)

(注)下線は消費者委員会が付した。

(6) 消費者安全法

消費者安全法（平成21年6月5日法律第50号）（抜粋）

（定義）

第2条（略）

2～4（略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三（略）

6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

（消費者事故等の発生に関する情報の通知）

第12条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3、4（略）

（注）下線は消費者委員会が付した。

(7) 消費者安全法施行令

消費者安全法施行令（平成21年8月14日政令第220号）（抜粋）

（消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が消費者事故等に該当することとなる要件）

第2条 法第2条第5項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該商品等又は当該役務が、法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づき事業者が商品等又は役務をこれに適合するものとしなければならないこととされている消費者の生命又は身体の安全の確保のための商品等又は役務に関する基準に適合していなかったこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものを除く。）、施設又は工作物に、破損、故障、汚染若しくは変質その他の劣化又は過熱、異常音その他の異常が生じていたこと。
- 三（略）
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じたこと。

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が重大事故等に該当することとなる要件）

第4条 法第2条第6項第一号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したこととする。

- 一 死亡
- 二 負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの
- 三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

（消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が重大事故等に該当することとなる要件）

第5条 法第2条第6項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 第2条第一号に該当し、かつ、次のイ又は口のいずれかに該当すること。
 - イ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものを除く。）、施設又は工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に、破損、故障、汚染又は変質その他の劣化が生じていたこと。
 - 口 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。）に、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物若しくは同条第2項に規定する劇物、薬事法（昭和35年法律第145号）第44条第1項に規定する毒薬若しくは同条第2項に規定する劇薬又はこれらと同等の毒性若しくは劇性を有する物質が含まれ又は付着していたこと。

- 二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命若しくは身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと。

(8) 自動車損害賠償保障法施行令

自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年 10 月 18 日政令第 286 号）（抜粋）

（保険会社の仮渡金の金額）

第 5 条 法第 17 条第一項の仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

一 （略）

二 次の傷害を受けた者四十万円

イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの

ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの

ハ 大腿又は下腿の骨折

ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの

ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のも

三 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者二十万円

イ 脊柱の骨折

ロ 上腕又は前腕の骨折

ハ 内臓の破裂

ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のも

の

ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害

四 （略）

(9) 独立行政法人交通安全環境研究所法

独立行政法人交通安全環境研究所法 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 207 号)(抜粋)

(研究所の目的)

第 3 条 独立行政法人交通安全環境研究所 (以下「研究所」という。)は、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。

(業務の範囲)

第 12 条 研究所は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 三 道路運送車両法第 63 条の 2 第 6 項及び第 63 条の 3 第 5 項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第 46 条に規定する保安基準に適合していないおその原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。
- 四 道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第 46 条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(注) 下線は消費者委員会が付した。